

別表

区 分	内 訳
生産 施設	<p>減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表に記載の資産のうち、種類が建物、構造が次のもので、その用途が「工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの」の施設</p> <p>【構造又は用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの ○ れんが造、石造又はブロック造のもの ○ 金属造のもの ○ 木造又は合成樹脂造のもの ○ 木骨モルタル造のもの
生産 設備	<p>減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）別表第二 機械及び装置の耐用年数表に記載の機械及び装置のうち、設備の種類が以下の設備</p> <p>【設備の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食料品製造業用設備 ○ 飲料、たばこ又は飼料製造業用設備 ○ 繊維工業用設備 ○ 木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備 ○ 家具又は装備品製造業用設備 ○ パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備 ○ 印刷業又は印刷関連業用設備 ○ 化学工業用設備 ○ 石油製品又は石炭製品製造業用設備 ○ プラスチック製品製造業用設備 ○ ゴム製品製造業用設備 ○ なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備 ○ 窯業又は土石製品製造業用設備 ○ 鉄鋼業用設備 ○ 非鉄金属製造業用設備 ○ 金属製品製造業用設備 ○ はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備 ○ 生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備 ○ 業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備 ○ 電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備 ○ 電気機械器具製造業用設備 ○ 情報通信機械器具製造業用設備 ○ 輸送用機械器具製造業用設備 ○ その他の製造業用設備